

第 **45** 回

定時株主総会 招集ご通知

日時

平成28年 3月25日（金曜日）午前10時

場所

東京都江東区有明三丁目 4 番10号
東京ファッションタウンビル (TFTビル)
西館 2 階 TFTホール500

決議事項

- 第 1 号議案 剰余金の処分の件
- 第 2 号議案 定款一部変更の件
- 第 3 号議案 取締役10名選任の件



目次

第45回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
計算書類	22
監査報告書	24
株主総会参考書類	28

株式会社大塚家具

証券コード：8186

(証券コード 8186)
平成28年3月4日

株 主 各 位

東京都江東区有明三丁目6番11号
株式会社 大塚家具
代表取締役社長 大塚 久美子

第45回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第45回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年3月24日（木曜日）午後6時までには到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年3月25日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都江東区有明三丁目4番10号
東京ファッションタウンビル（TFTビル）西館2階 TFTホール500
（前回と異なる建物ですので、お間違いのないようにご注意下さい。）
3. 株主総会の目的事項
報 告 事 項 第45期（自平成27年 1月1日） 事業報告及び計算書類報告の件
 至平成27年 12月31日）
決 議 事 項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役10名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 賛否の表示のない議決権行使書用紙の取り扱いについて
各議案について賛否の表示がない議決権行使書用紙が提出された場合は、「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 一部書類のインターネット上のウェブサイト掲載について
招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.idc-otsuka.jp/company/ir/ir.html>) に掲載することをもちまして、株主のみなさまに対するご提供とみなさせていただきますので、本招集ご通知には掲載しておりません。
- ① 株主資本等変動計算書
 - ② 計算書類の個別注記表
- 従いまして、本招集ご通知添付書類は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした書類の一部であります。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.idc-otsuka.jp/company/ir/ir.html>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自平成27年1月1日)
(至平成27年12月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度は、景気は緩やかな回復基調が続いたものの、個人消費への波及には遅れがみられました。

このような環境のもと、当社では、第1四半期におきましては、積極的な広告宣伝と店舗における受付・接客の強化を行いました。第2四半期以降は、中期経営計画に則ったビジネスモデルの再構築に向けた営業・マーケティング活動を行いました。4月より実施している店舗リニューアルでは、受付スペースを縮小し、お客さま単独で見てもわかりやすいライフスタイル提案型のオープンな店作りに着手しました。10月には、閉鎖的なイメージからの脱却とインテリアを通じて幸せを共に創る「パートナー」であり続けることを目指し、従来の「価格のための会員制」から、お客さまとの継続的な関係を築く「IDCパートナーズ」へと移行しました。11月には、展示商品構成を見直し、一から売り場を作り直して「新しい OTSUKA」に生まれ変わるため、約50日間に亘り「全館全品売りつくし」を実施しました。

上期におきましては、第1四半期に実施した施策の効果が想定を下回り、さらに当社の大株主より株主提案が出されたことに関連する報道が過熱したことで、全店的に買い控えが生じ、減収となりましたが、4月中旬より約3週間に亘り開催した大感謝フェアが想定以上の好評を博したことで第1四半期の売上の不足を解消し、第2四半期累計期間は増収となりました。下期におきましては、新たな営業体制の定着は未だ途上にあるものの、店舗リニューアルやそれを推進するための全館全品売りつくし等各種施策に取り組み、通期では増収となりました。

以上の結果、売上高は580億4百万円(前期比4.5%増)となりました。主な内訳は、店舗売上が562億27百万円(前期比3.7%増)、コントラクト売上が17億8百万円(前期比39.7%増)となりました。売上総利益は308億30百万円(前期比0.8%増)、販売費及び一般管理費は303億92百万円(前期比2.0%減)、営業利益は4億37百万円(前期は4億2百万円の損失)、経常利益は6億33百万円(前期は2億42百万円の損失)となりました。前事業年度に計上した投資有価証券売却益の剥落により当期純利益は3億59百万円(前期比24.1%減)となりました。

部門別商品別売上高

区 分		金 額 百万円	構成比 %	前期比増減 %	区 分		金 額 百万円	構成比 %	前期比増減 %
家 具	収 納 家 具	1,136	2.0	△0.5	家 具	電 気 ・ 住 器	2,182	3.8	10.0
	和 家 具	231	0.4	3.3		単 品	1,372	2.4	△15.3
	応 接	14,529	25.0	13.5		リトグラフ・絵画	49	0.1	109.2
	リビングボード	3,280	5.7	14.0		そ の 他	2,142	3.7	15.3
	学 習 ・ 事 務	2,816	4.8	2.0		家 具 売 上 高 計	57,945	99.9	4.5
	ダ イ ニ ン グ	11,416	19.7	3.8		不 動 産 賃 貸 収 入	59	0.1	0.0
	ジュータン・カーテン	4,778	8.2	5.4					
	寝 具	14,008	24.1	△4.2	合 計	58,004	100.0	4.5	

(2) 設備投資等の状況

当事業年度における設備投資の総額は約97百万円で、その主なものは、店舗設備費用、システム開発費用であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

100%出資の子会社であるリンテリア株式会社を設立し、その株式20百万円を取得しております。

(8) 対処すべき課題

顧客ニーズや為替変動などに適応した付加価値の高い「商品開発」、質の高いコンサルティング等を支える「人材育成」、価格競争力を維持するための「効率化」を不断に取り組むべき第一義的な課題と考え、経営戦略の推進及びそのために必要となる経営体制の整備を図ってまいります。

中期経営計画期間（平成27年～平成29年）においては、特に以下の課題に取り組んでまいります。

① 新しいビジネスモデルの構築・定着

店舗運営の仕方を見直し、消費者により快適に当社を利用していただけるような店舗作りを推進するとともに、そのような変化を遂げた当社の認知拡大に注力してまいります。また店舗における新たな営業体制の定着を加速させ、衣食住の中で「住」を充実させようという消費者のニーズに応え得るビジネスモデルを構築してまいります。

② 人材育成

新たなビジネスモデルを機軸とし、多様化する消費者のニーズに最適なソリューションを提案できる人材を引き続き育成するとともに、次世代の経営を担う人材の育成に取り組んでまいります。

③ コーポレートガバナンス

変革期にある当社では、ストラテジー、マーケティング、コンプライアンス等多方面にわたり外部からの助言や監督が必要であり、独立社外取締役を過半数とするなど取締役会の機能の充実に重点を置き、コーポレートガバナンス・コードを踏まえたコーポレートガバナンス強化に取り組んでまいります。

(9) 財産及び損益の状況

区 分 \ 年 度	第42期 (平成24年12月期)	第43期 (平成25年12月期)	第44期 (平成26年12月期)	第45期 (当期) (平成27年12月期)
売 上 高 (百万円)	54,520	56,230	55,501	58,004
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	1,317	1,004	△242	633
当 期 純 利 益 (百万円)	640	856	473	359
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	34.21	46.19	25.53	19.38
総 資 産 (百万円)	41,725	47,657	46,710	45,712
純 資 産 (百万円)	32,799	36,250	34,665	34,464

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式総数から期中平均自己株式数を控除し、算出しております。
 2. 「株式付与ESOP信託口」が保有する当社株式（当事業年度104,400株）を、第45期の1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
当社には重要な連結子会社がないため、連結計算書類を作成していません。
- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

家具小売（収納、寝具、ダイニング、応接家具等）

(12) 主要な営業所等

名 称	所 在 地	T E L
本 社	東京都江東区有明三丁目6番11号	03 (5530) 4321(代)
有明本社ショールーム	東京都江東区有明三丁目6番11号	03 (5530) 5555(代)
銀座本店	東京都中央区銀座一丁目9番13号	03 (3562) 4321(代)
春日部ショールーム	埼玉県春日部市中央一丁目9番7号	048 (754) 4321(代)
所沢ショールーム	埼玉県所沢市北中二丁目177番4号	04 (2928) 4321(代)
新宿ショールーム	東京都新宿区新宿三丁目33番1号	03 (5379) 4321(代)
立川ショールーム	東京都立川市曙町二丁目39番3号	042 (523) 4321(代)
横浜みなとみらいショールーム	神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目6番5号	045 (650) 4321(代)
名古屋栄ショールーム	愛知県名古屋市東区東桜一丁目14番27号	052 (951) 4321(代)
名古屋星崎ショールーム	愛知県名古屋市南区星園町35	052 (819) 4321(代)
神戸ショールーム	兵庫県神戸市中央区東川崎町一丁目2番2号	078 (360) 4321(代)
大阪南港ショールーム	大阪府大阪市住之江区南港北二丁目1番10号	06 (6612) 4321(代)
福岡ショールーム	福岡県福岡市博多区下川端町3番1号	092 (281) 4321(代)
仙台ショールーム	宮城県仙台市青葉区花京院一丁目2番15号	022 (714) 4321(代)
LIFE STYLE SHOP 名古屋駅前	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目8番19号	052 (551) 4321(代)
Modern Style Shop 淀屋橋	大阪府大阪市中央区道修町三丁目6番1号	06 (6222) 4321(代)
横浜アウトレット	神奈川県横浜市鶴見区寛政町21番1	045 (505) 4321(代)
コントラクト営業部	東京都江東区有明三丁目6番11号	03 (6426) 0133(代)
青海サービスセンター	東京都江東区青海四丁目4番15号	03 (5564) 0011(代)
横浜サービスセンター	神奈川県横浜市鶴見区寛政町21番1	045 (505) 1234(代)
名古屋星崎サービスセンター	愛知県名古屋市南区星園町35	052 (819) 0011(代)
大阪港サービスセンター	大阪府大阪市港区海岸通二丁目6番15号	06 (6572) 1011(代)
九州サービスセンター	福岡県糟屋郡新宮町下府二丁目3番1号	092 (963) 5711(代)
仙台サービスセンター	宮城県仙台市泉区大沢三丁目3番1号	022 (772) 4321(代)

(注) 法人営業部は平成27年10月21日をもちましてコントラクト営業部へ改称いたしました。

(13) 従業員の状況

従業員数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	1,158名	△14名	38.2歳	13.3年
女性	586	9	32.6	8.8
合計又は平均	1,744	△5	36.3	11.8

(注) 執行役員は、従業員数に含まれておりません。

(14) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 43,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 18,639,966株（自己株式760,034株を除く。）
- (3) 株主数 11,857名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社ききょう企画	1,892千株	10.15%
大塚勝久	1,863	10.00
日本生命保険相互会社	1,140	6.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	720	3.87
東京海上日動火災保険株式会社	624	3.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口）	570	3.06
大塚春雄	507	2.72
株式会社ジャックス	480	2.58
大塚家具従業員持株会	405	2.18
大塚千代子	371	1.99

(注) 持株比率は、自己株式760,034株（「株式付与ESOP信託口」が保有する自己株式104,400株を除く）を除外して算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大 塚 久美子	営業本部長
取 締 役	佐 野 春 生	専務執行役員流通本部長兼経営企画室長 リンテリア株式会社代表取締役社長
取 締 役	山 田 和 男	執行役員営業副本部長
取 締 役	大 塚 雅 之	執行役員営業副本部長兼コントラクト営業部長
取 締 役	阿久津 聡	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 ニフティ株式会社取締役 (社外取締役) 株式会社アダストリア取締役 (社外取締役)
取 締 役	長 沢 美智子	東京丸の内法律事務所パートナー 独立行政法人都市再生機構契約監視委員会委員長 日本振興清算株式会社代表清算人 国土交通省国立研究開発法人審議会委員
取 締 役	宮 本 恵 司	一般社団法人日本パブリックビューイング協会(JPVA)代表理事代行 株式会社ジャパン・マネージメント・パートナーズ 代表取締役社長 株式会社ジャパン・マーケティング・コミュニケーションズ 取締役社長 株式会社パス・コミュニケーションズ代表取締役社長
取 締 役	緒 方 節 子	
取 締 役	渡 邊 太 門	東京海上アセットマネジメント株式会社取締役 (社外取締役) 株式会社構造計画研究所取締役副社長
取 締 役	朝 永 久見雄	株式会社Hidden Gems代表パートナー
常 勤 監 査 役	稲 岡 稔	
監 査 役	西 山 都	公認会計士
監 査 役	田 路 至 弘	岩田合同法律事務所パートナー 株式会社常陽銀行コンプライアンス監査委員会委員 飛鳥建設株式会社監査役 (社外監査役) 環境省物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会委員 TANAKAホールディングス株式会社監査役 (社外監査役)
監 査 役	隈 元 慶 幸	堀総合法律事務所パートナー 株式会社パソナ監査役 (社外監査役) 小倉クラッチ株式会社監査役 (社外監査役) 株式会社オルトプラス監査役 (社外監査役) 株式会社アイリッジ監査役 (社外監査役) 東京通信病院治験審査委員会委員 株式会社ナノエック監査役 (社外監査役) 株式会社シンプレクス・リート・パートナーズコンプライアンス委員 会委員 神奈川大学法学部特任教授 株式会社App Broad Cast監査役 (社外監査役)

(注) 1. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

就任

平成27年3月27日付

取 締 役	山 田 和 男
取 締 役	大 塚 雅 之
取 締 役	宮 本 恵 司
取 締 役	緒 方 節 子
取 締 役	渡 邊 太 門
取 締 役	朝 永 久 見 雄
常 勤 監 査 役	稲 岡 稔 弘
監 査 役	田 路 至 弘
監 査 役	隈 元 慶 幸

退任

平成27年1月16日付

取 締 役 中 尾 秀 光

取締役中尾秀光氏は、辞任による退任であります。

平成27年3月27日付

代表取締役会長	大 塚 勝 久
取 締 役	大 塚 勝 之
取 締 役	渡 辺 健 一
常 勤 監 査 役	豊 住 博
監 査 役	松 本 真 輔

代表取締役会長大塚勝久氏、取締役大塚勝之氏、取締役渡辺健一氏、常勤監査役豊住博氏及び監査役松本真輔氏は、任期満了による退任であります。

2. 当事業年度中の取締役の担当の異動

平成27年1月28日付

氏 名	(新)		(旧)
大 塚 久 美 子	代 表 取 締 役 社 長	取	締 役

平成27年3月27日付

氏 名	(新)		(旧)
大 塚 久 美 子	代 表 取 締 役 社 長 兼 営 業 本 部 長	代 表 取 締 役 社 長	
佐 野 春 生	取 締 役 流 通 本 部 長	取 締 役 上 席 執 行 役 員 流 通 本 部 長	

平成27年6月1日付

氏 名	(新)		(旧)
佐 野 春 生	取 締 役 専 務 執 行 役 員 流 通 本 部 長	取 締 役 流 通 本 部 長	
山 田 和 男	取 締 役 執 行 役 員 営 業 副 本 部 長	取 締 役 営 業 副 本 部 長	
大 塚 雅 之	取 締 役 執 行 役 員 営 業 副 本 部 長 兼 法 人 営 業 部 長	取 締 役 営 業 副 本 部 長	

平成27年8月10日付

氏 名	(新)		(旧)
佐 野 春 生	取 締 役 専 務 執 行 役 員 流 通 本 部 長 兼 経 営 企 画 室 長	取 締 役 専 務 執 行 役 員 流 通 本 部 長	

平成27年10月21日付

氏 名	(新)		(旧)
大 塚 雅 之	取 締 役 執 行 役 員 営 業 副 本 部 長 兼 コ ン ト ラ ク ト 営 業 部 長 (組 織 名 称 変 更)	取 締 役 執 行 役 員 営 業 副 本 部 長 兼 法 人 営 業 部 長	

3. 当事業年度末日後の取締役の担当の移動

平成28年2月1日付

氏名	(新)	(旧)
山田和男	取締役執行役員営業副本部長兼本社ショールーム統括担当部長兼有明本社ショールーム店長	取締役執行役員営業副本部長

4. 取締役のうち、阿久津聡氏、長沢美智子氏、宮本恵司氏、緒方節子氏、渡邊太門氏及び朝永久見雄氏は社外取締役であります。なお、同氏らは、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員として届出をしております。
5. 取締役阿久津聡氏、長沢美智子氏、宮本恵司氏、渡邊太門氏及び朝永久見雄氏の重要な兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。
6. 取締役長沢美智子氏は、弁護士の資格を有しており、法令に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役稲岡稔氏、西山都氏、田路至弘氏及び隈元慶幸氏は社外監査役であります。なお、同氏らは、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員として届出をしております。
8. 監査役西山都氏、田路至弘氏及び隈元慶幸氏の重要な兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。
9. 監査役西山都氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
10. 監査役田路至弘氏及び隈元慶幸氏は、弁護士の資格を有しており、法令に関する相当程度の知見を有するものであります。
11. 当社は執行役員制を導入しております。平成28年2月23日現在の執行役員は前掲の執行役員を兼務する取締役の他に次の5名を加え8名で構成しております。

常務執行役員	金子正幸	管理部門管掌
執行役員	吉田佳也	人事部長
執行役員	藤野欽靖	営業副本部長兼営業推進部長
執行役員	喜多卓則	業務管理部長
執行役員	直井文宏	有明本社ショールームシニアエキスパート

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報酬等の総額 (千円)
取 締 役 (うち社外取締役)	14名 (7名)	129,411 (32,500)
監 査 役 (うち社外監査役)	6名 (6名)	29,300 (29,300)
合 計	20名	158,711

- (注) 1. 上記には、平成27年1月16日付で退任した社外取締役1名、平成27年3月27日開催の第44回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及び社外監査役2名が含まれております。なお、当事業年度末現在の人員は、取締役10名(うち社外取締役6名)、監査役4名(うち社外監査役4名)であります。
2. 上記の報酬等の総額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額11,556千円が含まれております。
3. 上記のほか、使用人兼務役員の使用人としての職務に対する報酬として47,605千円を支給しております。
4. 上記のほか、平成27年3月27日開催の第44回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名に対し、役員退職慰労金7,050千円を支給しております。なお、この金額には、過年度の事業報告と計算書類に記載した当該監査役に係る役員退職慰労引当金の6,800千円が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	阿久津 聡	当事業年度開催の取締役会全14回のうち14回に出席し、ブランド・マネジメント研究の専門家としての知識と経験から発言を適宜行っております。
社 外 取 締 役	長 沢 美智子	当事業年度開催の取締役会全14回のうち14回に出席し、主に弁護士としての専門的な見地から発言を適宜行っております。
社 外 取 締 役	宮 本 恵 司	就任後開催の取締役会全11回のうち11回に出席し、小売業を営む他の上場会社の取締役であったことによる豊富な経験と高い見識から発言を適宜行っております。
社 外 取 締 役	緒 方 節 子	就任後開催の取締役会全11回のうち11回に出席し、国内外の複数の戦略コンサルティング会社で、様々な企業の市場開発・事業提携等をサポートした知識と実績から発言を適宜行っております。
社 外 取 締 役	渡 邊 太 門	就任後開催の取締役会全11回のうち9回に出席し、大手金融機関の取締役・執行役としての経験から、資本市場における豊富な知識と実績を有すると共に、コーポレートガバナンスを運用において重視する大手日系運用機関の社外取締役に就任するなど、ガバナンスの分野における知見と実績から発言を適宜行っております。
社 外 取 締 役	朝 永 久見雄	就任後開催の取締役会全11回のうち10回に出席し、信託銀行のファンドマネージャー及び国内外の証券会社等において小売部門のアナリストとして活躍し、小売業界に関する豊富な経験と高い見識から発言を適宜行っております。
社 外 監 査 役	稲 岡 稔	小売業を営む他の上場会社の取締役であったことによる豊富な知見に加え、CSR、社会貢献に注力した実績を有しており、取締役の職務執行のモニタリング及び必要な意見陳述を行っております。就任後開催の取締役会全11回のうち11回に出席し、また監査役会全11回のうち11回に出席し、企業法務に係る豊富な知識及び経験等から発言を適宜行っております。
社 外 監 査 役	西 山 都	当事業年度開催の取締役会全14回のうち14回に出席し、また監査役会全14回のうち14回に出席し、主に公認会計士としての専門的な見地から発言を適宜行っております。
社 外 監 査 役	田 路 至 弘	就任後開催の取締役会全11回のうち10回に出席し、また監査役会全11回のうち10回に出席し、主に弁護士としての専門的な見地から発言を適宜行っております。
社 外 監 査 役	隈 元 慶 幸	就任後開催の取締役会全11回のうち11回に出席し、また監査役会全11回のうち11回に出席し、主に弁護士としての専門的な見地から発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------|----------|
| ① 当社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 | 39,500千円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 40,200千円 |

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、会計に関する相談業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の適正な職務の遂行が困難であると認めた場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

監査役会は、会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると認めた場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

(5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分の内容

- ① 処分対象
新日本有限責任監査法人
- ② 処分内容
 - ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3月
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
 - ・業務改善命令（業務管理体制の改善）

※併せて、同日、約21億円の課徴金納付命令に係る審判手続開始を決定
- ③ 処分理由
 - ア 新日本有限責任監査法人（以下「当監査法人」という。）は、株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期における財務書類の監査において、当監査法人の公認会計士らが、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
 - イ 当監査法人の運営が著しく不当と認められた。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その内容及び運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 役職員は、大塚家具グループの企業行動基準に基づき、法令及び社内規程等の遵守はもとより、社会規範を尊重し、企業の社会的責任を十分に認識して良識ある事業運営及び職務の遂行を心掛けるものとする。当社は、役職員全員に企業行動基準小冊子と内部統制・コンプライアンスハンドブックを配布して遵守を徹底する。
- ② 当社は、コンプライアンスに違反する行為等を未然に防止するために、内部通報窓口を設置する。当社は、内部通報窓口において通報を受付けたときは、コンプライアンス・リスク管理委員会（以下、「CR委員会」という。）において迅速かつ適切に調査し、コンプライアンスに違反する事実を確認したときは、是正措置及び再発防止策を実施する。
- ③ 当社は、取締役会の意思決定機能と監督機能を強化し、かつ経営の客観性を確保するために、株主総会の選任により社外取締役を設置する。
- ④ 監査役は、取締役の職務執行を監査するために、必要な範囲で取締役会以外の重要な会議体にオブザーバーとして出席することができる。
- ⑤ 内部監査部門は、内部監査規程、内部統制規程及び監査計画に基づき、業務監査及び財務報告に係る内部統制の評価を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告する。また、監査の結果は、代表取締役社長及び監査役のみならず、指定された関連部署の長にも伝達して監査情報を共有する。監査対象部署に指摘事項等が発見された場合は、是正を指示し、その是正状況を確認する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報ならびにこれを記録した文書及び電磁的記録等は、法令、定款、文書保存規程、機密情報管理規程、稟議規程等に基づき適切に保存及び管理する。
- ② 取締役及び監査役は、取締役の職務執行に係る情報を随時閲覧又は聴取できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、損失の危険の管理に関する規程として、リスク管理規程、コンプライアンス・リスク管理委員会規程、コンプライアンス相談規程、投資委員会規程、インサイダー取引管理規程、情報システムセキュリティ規程、個人情報保護規程等を制定し、各規程を適切に運用する。
- ② CR委員会は、会社が直面するまたは将来直面する可能性のあるコンプライアンスに関する問題、企業価値や事業運営に重大な影響を及ぼす緊急事態に対して、迅速かつ適切に対策を決定して実施し、その実施状況を確認するとともに再発防止策を速やかに講じる。また、CR委員会が必要と判断した事項は、代表取締役社長へ報告または決裁を仰ぎ迅速に対応する。CR委員会の委員長は、コンプライアンス・リスク管理を担当する執行役員とする。
- ③ リスク管理を所管する部署は、業務遂行の適正性を管理するとともに、リスクの発生を未然に防止する組織横断的なリスク管理を行い、その有効性を定期的に評価する。
- ④ 大災害等の緊急事態が発生した場合、当社は、事業を継続するにあたり、代表取締役社長を本部長とする災害対策本部を設置し、損失を最小限に止めるための対策を迅速かつ的確に決定し実行する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は原則として毎月一回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び取締役会規程に定める重要事項を決議する。また、取締役の職務執行を監督する。
- ② 代表取締役社長の諮問により経営に関する重要事項の立案、調査及び検討を行い、その結果を答申する諮問委員会を設置する。
- ③ 執行役員制度に基づき、経営の意思決定機能及び監督機能と業務執行機能を分離し、それぞれの機能を強化して、効率的に職務を執行する。

(5) 当社ならびに関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社ならびに関係会社の役職員は、大塚家具グループの企業行動基準及び業務の適正を確保するために必要な諸規程を遵守するものとする。関係会社の内部統制システムは、原則として関係会社が自主的に整備するものとし、必要に応じて当社に助言を求める。
- ② 関係会社を所管する部署の長は適宜、当社の内部監査部門に業務監査の実施を指示し、その結果を取締役会及び監査役に報告する。

- ③ 関係会社の役職員は、大塚家具グループに著しい損失を与えるおそれのある事実を察知したときは、直ちに、当社の関係会社を所管する部署の長を通じてＣＲ委員会に報告するものとし、ＣＲ委員会は、対応を協議し迅速に対処する。
- ④ 関係会社を所管する部署の長は、効率的なグループ経営を推進するため、必要ある場合は関係会社会議を開催して情報交換を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役が職務を補助する役職員を求めた場合、当社は、必要な役職員を配置する。
- ② 監査役が職務を補助する役職員は、その職務にある期間は、当該監査役以外の役職員からの指揮命令は受けない。また、当該役職員の当該期間における人事考課等については、監査役会の意見を尊重する。
- ③ 監査役が職務を補助する役職員は、監査役が必要と認めた場合に限り、監査役と共に、取締役会その他の重要な会議体に出席することができる。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- ① 役職員は、社内外からの情報により、当社に著しい損失を与えるおそれのある事実を察知したときは、直接またはリスク管理を所管する部署を通じて当該事実を監査役に報告する。
- ② リスク管理を所管する部署の長及び内部監査部門の長は、定例で監査役とのミーティングを開催し、リスク管理の状況、業務監査の結果及び内部統制の運用状況の評価等について報告する。
- ③ 監査役は、いつでも役職員に対して報告を求め、関連する資料を徴求することができる。

(8) 関係会社の取締役、監査役、及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

- ① 関係会社の役職員は、関係会社に著しい損失を与えるおそれのある事実を察知したときは、当該事実を関係会社を所管する部署の長に報告する。
- ② 関係会社を所管する部署の長は、関係会社の役職員から報告を受けた事項について、すみやかに当社の監査役に報告するものとする。

(9) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社は、監査役に報告をした者について報告の事実及び報告内容を秘匿し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨、関連規程において明記する。
- ② 監査役は、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役はその理由の開示を求めることができる。

(10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役から職務の執行について生ずる費用の前払又は償還、負担した債務の弁済を求められた場合には、当該費用等が明らかに監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これに応じる。

(11) 監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- ② 監査役は、会計監査人、リスク管理を所管する部署の長、内部監査部門の長及び関係会社を所管する部署の長等との連携を密にし、効率的に監査を実施する。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に準拠した内部統制システムの整備、運用及び評価を行う指針として内部統制規程を制定する。
- ② 当社は、構築した内部統制システムの整備状況及び運用状況を評価した上で、適宜、必要な是正を行って内部統制システムを適正に機能させることにより、財務報告の信頼性を確保する。

(13) 反社会的勢力を排除するための体制

- ① 当社は、社会の秩序や市民生活の安全に脅威を与える反社会的勢力、組織または団体とは関わりをもたず、毅然とした態度で臨み、これらの脅威に屈しないことを基本方針とし企業行動基準に定める。
- ② 当社は、反社会的勢力の排除に関し、企業行動基準小冊子に基本的な考え方を示し役職員全員に周知徹底を図るとともに、対応マニュアルを整備し、警察や顧問弁護士等と連携して組織全体として対応する。

上記の体制は当事業年度末日現在のものです。なお、平成28年1月27日開催の取締役会決議により、次のとおり一部改定しております。(改定した項目のみを記載しており、下線は改定部分であります。)

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① (現行どおり)
- ② 2行目の「当社は、」削除
- ③ (現行どおり)
- ④ 当社は、役員の指名及び取締役の報酬に関する重要事項の検討を行い、その結果を取締役に答申する指名報酬諮問委員会を設置する。(新設)
- ⑤～⑥ 番号繰り下げ

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、損失の危険の管理に関する規程として、リスク管理規程、コンプライアンス・リスク管理委員会規程、内部通報規程、投資委員会規程、インサイダー取引管理規程、情報システムセキュリティ規程、個人情報保護規程等を制定し、各規程を適切に運用する。
- ②～④ (現行どおり)

(5) 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社ならびに子会社の役職員は、大塚家具グループの企業行動基準及び業務の適正を確保するために必要な諸規程を遵守するものとする。子会社の内部統制システムは、原則として子会社が自主的に整備するものとし、必要に応じて当社に助言を求める。
- ② 子会社を所管する部署の長は適宜、当社の内部監査部門に業務監査の実施を指示し、その結果を取締役会及び監査役に報告する。

- ③ 子会社の役職員は、大塚家具グループに著しい損失を与えるおそれのある事実を察知したときは、直ちに、当社の子会社を所管する部署の長、又は内部通報の受付窓口を通じてCR委員会に報告するものとし、CR委員会は、対応を協議し迅速に対処する。
- ④ 子会社を所管する部署の長は、効率的なグループ経営を推進するため、必要ある場合は子会社との会議を開催して情報交換を行う。

(8) 子会社の取締役、監査役、及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

- ① 子会社の役職員は、子会社に著しい損失を与えるおそれのある事実を察知したときは、当該事実を子会社を所管する部署の長に報告する。
- ② 子会社を所管する部署の長は、子会社の役職員から報告を受けた事項について、すみやかに当社の監査役に報告するものとする。

(11) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① (現行どおり)
- ② 監査役は、会計監査人、リスク管理を所管する部署の長、内部監査部門の長及び子会社を所管する部署の長等との連携を密にし、効率的に監査を実施する。

(13) 反社会的勢力を排除するための体制

- ① (現行どおり)
- ② 1行目の「小冊子」削除

(運用状況の概要)

上記「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は次のとおりです。

(1) コンプライアンスに関する取り組み

全役職員に企業行動基準小冊子及び内部統制・コンプライアンスハンドブックを配布し、コンプライアンスの徹底を図っております。また、コンプライアンスを所管する部署において、業務の適正性や各種法改正等の状況に応じて、社内規程等を適時適切に整備するとともに、社内に周知し、遵守を徹底しております。

(2) リスク管理体制

リスク管理を所管する部署は、業務プロセスや不正リスク等に関するレビューを実施し、各部署との情報共有を図るとともに、全社におけるリスク情報の迅速な報告体制を整備して適切に対応しております。報告されたリスク情報は、CR委員会において迅速に対処し、適切に措置しております。

(3) 財務報告に係る内部統制

内部監査室が実施する全社的な内部統制の有効性の評価、及び各業務のプロセスオーナーによる内部統制の自主点検を年2回実施し、内部統制の有効性及び適正性を検証するとともに、その結果については、CR委員会の審議を経て、取締役会に報告しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、単位未満を切り捨て表示しております。

貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	29,325,463	流動負債	8,828,521
現金及び預金	10,971,827	支払手形	1,395,532
受取手形	98,588	買掛金	2,292,038
売掛金	2,932,681	未払金	520,868
商品	14,035,032	未払費用	1,653,109
前渡金	108,947	前受り金	2,318,878
前払費用	901,157	預り金	354,306
繰延税金資産	196,324	賞与引当金	102,276
その他	80,903	販売促進引当金	41,890
		その他	149,621
固定資産	16,386,709	固定負債	2,419,197
有形固定資産	2,781,757	受入保証金	106,229
建物	830,425	役員退職慰労引当金	485,635
構築物	14,319	厚生年金基金解散損失引当金	507,106
機械及び装置	2,776	資産除去債務	345,962
車両運搬具	1,016	繰延税金負債	974,263
工具、器具及び備品	399,501	負債合計	11,247,719
土地	1,107,318		
建設仮勘定	426,400	(純資産の部)	
無形固定資産	168,199	株主資本	31,578,431
ソフトウェア	143,186	資本金	1,080,000
その他	25,012	資本剰余金	3,772,165
投資その他の資産	13,436,752	資本準備金	3,690,470
投資有価証券	7,232,501	その他資本剰余金	81,695
関係会社株式	97,000	利益剰余金	27,608,837
長期前払費用	2,902	利益準備金	270,000
差入保証金	5,996,637	その他利益剰余金	27,338,837
その他	109,309	別途積立金	26,920,000
貸倒引当金	△1,600	繰越利益剰余金	418,837
資産合計	45,712,172	自己株式	△882,572
		評価・換算差額等	2,886,022
		その他有価証券評価差額金	2,886,022
		純資産合計	34,464,453
		負債及び純資産合計	45,712,172

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨て表示しております。

損益計算書

(自平成27年1月1日
至平成27年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		58,004,717
売上原価		27,174,291
売上総利益		30,830,426
販売費及び一般管理費		30,392,876
営業利益		437,549
営業外収益		
受取利息及び配当金	77,718	
その他の営業外収益	120,103	197,821
営業外費用		2,315
経常利益		633,055
特別利益		
投資有価証券売却益	111	111
特別損失		
減損損失	28,869	28,869
税引前当期純利益		604,298
法人税、住民税及び事業税	267,574	
法人税等調整額	△22,532	245,041
当期純利益		359,256

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨て表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年2月12日

株式会社 大塚家具
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 明 典 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 板谷 秀 穂 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大塚家具の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査に

は、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、業務管理部、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月24日

株式会社 大塚家具	監査役会		
監査役 (常勤社外監査役)	稲 岡	稔	㊟
監査役 (社外監査役)	西 山	都	㊟
監査役 (社外監査役)	田 路 至	弘	㊟
監査役 (社外監査役)	隈 元 慶	幸	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社の配当方針は、株主への利益還元を重要な課題の一つとして位置づけ、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本としたうえで、財務状況や業績の見通し等を勘案しながら総合的に判断・決定していくこととしております。

期末配当につきましては、株主還元指標としてDOE（株主資本配当率）を重視し、業績及び将来見通し等を総合的に勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき80円 総額1,491,197,280円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年3月28日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

株主への安定的配当を実施するため、別途積立金取崩しのご承認をお願いするものであります。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,100,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1,100,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

定款の一部を次のとおり変更することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 定款変更の理由

(1) 今後の事業展開に備えて、事業目的を改定するものであります。

内容といたしましては、(1)の「家具、寝具及び室内装飾品の販売」に「並びにこれに関連する物品の製造及び加工」を追加するとともに、(6)「骨董品及びリユース家具の販売並びにこれに関連する物品の買取り及び下取り」を新設するものであります。

(2) 単元未満株式を有する株主様の利便性を高めることを目的として、第10条（単元未満株式の売渡請求）を新設し、現行定款第10条（株式取扱規程）につきまして所要の変更を行うものであります。

(3) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められるようになったことに伴い、これらの取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、併せて、適切な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、現行定款第31条（取締役の責任免除）及び第42条（監査役の責任免除）の規定を変更するものであります。

なお、第31条の変更にしましては、各監査役の同意を得ております。

(4) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、補欠監査役の選任決議に関する規定である現行定款第35条第3項の根拠条文の項数が変更となりましたので、所要の変更を行うものであります。

(5) その他、全般にわたり、規定の明確化、必要な文言の加除及び修正、構成の整理、条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は株式会社大塚家具と称し、英文ではOTSUKA KAGU,LTD.とする。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 家具、寝具及び室内装飾品の販売</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(6) ~ (19) (条文省略)</p> <p>(20) <u>上記に附帯する一切の業務</u></p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社の本店は東京都江東区に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 (条文省略)</p>	<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社大塚家具</u>と称し、英文ではOTSUKA KAGU,LTD.とする。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 家具、寝具及び室内装飾品の販売<u>並びにこれに関連する物品の製造及び加工</u></p> <p>(6) <u>骨董品及びリユース家具の販売並びにこれに関連する物品の買取り及び下取り</u></p> <p>(7) ~ (20) (現行どおり)</p> <p>(21) <u>以上前各号に附帯又は関連する一切の事業</u></p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社の本店は、<u>東京都江東区</u>に置く。</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は4,300万株とする。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。</p> <p>(単元未満株式の権利制限)</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p>(3) <u>募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、4,300万株とする。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(単元未満株式の権利制限)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(単元未満株式の売渡請求)</p> <p>第10条 当社の株主は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数とあわせて単元株式数となる数の株式を当社に対し、売り渡すことを請求することができる。ただし、当社が譲渡すべき自己株式を保有していないときは、この限りではない。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条</p> <p>1. 当社は株主名簿管理人を置く。 (新 設)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条</p> <p>1. 当社は毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする事ができる。</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は毎年3月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条</p> <p>1. 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>3. <u>当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社において、これを取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使に関する<u>事務手続き等</u>については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第13条</p> <p>1. 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項<u>その他本定款に定めがある場合のほか</u>、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする事ができる。</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="158 193 485 223">第13条～第15条 (条文省略)</p> <p data-bbox="173 288 314 319">(決議の方法)</p> <p data-bbox="158 338 243 368">第16条</p> <p data-bbox="158 373 742 621"> 1. 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. <u>会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u> </p> <p data-bbox="173 677 266 707">(議事録)</p> <p data-bbox="158 716 742 807"> 第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。 </p> <p data-bbox="173 863 364 893">(取締役会の設置)</p> <p data-bbox="158 913 541 943">第18条 当社は取締役会を置く。</p> <p data-bbox="173 1010 338 1040">(取締役の員数)</p> <p data-bbox="158 1059 379 1090">第19条 (条文省略)</p> <p data-bbox="173 1155 338 1185">(取締役の選任)</p> <p data-bbox="158 1205 243 1235">第20条</p> <p data-bbox="158 1239 651 1270">3. 取締役の選任決議は累積投票によらない。</p>	<p data-bbox="760 193 1109 223">第15条～第17条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="775 288 916 319">(決議の方法)</p> <p data-bbox="760 338 845 368">第18条</p> <p data-bbox="760 373 1344 591"> 1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 </p> <p data-bbox="775 677 867 707">(議事録)</p> <p data-bbox="760 716 1344 807"> 第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。 </p> <p data-bbox="775 863 846 893">(削除)</p> <p data-bbox="775 1010 940 1040">(取締役の員数)</p> <p data-bbox="760 1059 1006 1090">第20条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="775 1155 940 1185">(取締役の選任)</p> <p data-bbox="760 1205 845 1235">第21条</p> <p data-bbox="760 1239 1344 1295"> 3. 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u> </p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、又必要に応じ、<u>取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(相談役)</p> <p>第23条 取締役会の決議によって相談役を置くことができる。</p> <p>第24条～第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条</p> <p>2. 代表取締役は、<u>会社</u>を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、又必要に応じ、<u>取締役会長1名を選定することができる。</u></p> <p>(相談役)</p> <p>第24条 <u>当社は、取締役会の決議によって、相談役を置くことができる。</u></p> <p>第25条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 当社は、<u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会規程)</p> <p>第29条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条</p> <p>1. 当社は、<u>取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第32条 当社は<u>監査役及び監査役会を置く。</u></p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第30条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条</p> <p>1. 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(削除)</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第35条</p> <p>1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第35条</p> <p>1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>3. 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>4. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する<u>とき</u>までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第36条 監査役会は監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第39条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第40条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第42条</p> <p>1. 当会社は、取締役会の決議によって、<u>監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>	<p>3. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の<u>時</u>までとする。</p> <p>4. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する<u>時</u>までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第36条 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第39条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第40条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第42条</p> <p>1. 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができ</u>る。</p>

現行定款	変更案
<p>2. 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(会計監査人の設置)</p> <p>第43条 当社は会計監査人を置く。</p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第44条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第45条</p> <p>1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>第46条 (条文省略)</p> <p>第47条 (条文省略)</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第48条 当社は株主総会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>第49条～第50条 (条文省略)</p>	<p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>法令が規定する額とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第43条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第44条</p> <p>1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 会計監査人は、<u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>第45条 (現行どおり)</p> <p>第46条 (現行どおり)</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第47条 当社は、<u>株主総会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</u></p> <p>第48条～第49条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役10名選任の件

現任取締役10名全員は、本株主総会終結の時をもって任期が満了いたします。つきましては、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は以下に記載のとおりです。

候補者番号

1

おおつか くみ こ
大塚久美子

昭和43年2月26日生

社内取締役候補

再任

取締役候補とする理由 | 当社代表取締役社長就任以後、一貫して当社のガバナンス体制の構築を通じた健全な企業文化の醸成に尽力しております。また、経営の透明性を確保し、機動的かつ実践的な経営体制の整備に取り組む中、平成27年2月に中期経営計画を策定、推進し、中長期的な企業価値向上・持続的成長へ向けてリーダーシップを発揮しております。家具販売事業に関する深い知識・経験を有するとともに、広く当社グループの従業員、及びお客さまや取引先との間において信頼関係を構築しており、また、外国人株主を含む株主との建設的な対話を重視する経営方針をとっており、機関投資家からも信頼を得ております。以上の理由により、選任をお願いするものであります。



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成 3年 4月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行
平成 6年 4月 当社入社と同時に経営企画室長就任
平成 8年 3月 取締役経営企画室長兼営業管理部長就任
平成 16年 4月 当社顧問就任
平成 17年 7月 株式会社クオリア・コンサルティング設立と同時に代表取締役就任
平成 19年 1月 フロンティア・マネジメント株式会社執行役員就任
平成 21年 3月 当社代表取締役社長就任
平成 21年 4月 代表取締役社長兼営業本部長就任
平成 25年 3月 代表取締役社長兼営業本部長兼業務管理部管掌就任
平成 26年 3月 代表取締役社長兼業務管理部管掌就任
平成 26年 4月 代表取締役社長就任
平成 26年 7月 取締役就任
平成 27年 1月 代表取締役社長就任
平成 27年 3月 代表取締役社長兼営業本部長就任（現任）

所有する当社の株式の数

23,200株

2

さ の は る お
佐野春生昭和40年2月27日生
社内取締役候補

再任

取締役候補とする理由 | 当社の取締役・執行役員として、代表取締役社長を補佐しております。長期にわたり商品開発等を担い、近時は流通部門を統括及び経営戦略の企画立案部門を担当するなど、豊富な業務経験を有しており、また、当社のリユース事業展開に係る子会社リントリア株式会社の代表取締役社長を兼任しております。グループ会社と共に一丸となって、顧客のみなさま・取引先のみなさまと築いてきた信頼関係のもとで、当社の経営の要として活動しております。以上の理由により、選任をお願いするものであります。

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

昭和63年 4月 当社入社
 平成11年 8月 幕張ショールーム店長就任
 平成15年 6月 商品部長就任
 平成17年 3月 執行役員商品部長就任
 平成20年 3月 上席執行役員商品部長就任
 平成21年 3月 取締役上席執行役員商品部長就任
 平成23年 3月 取締役商品部長就任
 平成23年 6月 取締役執行役員商品部長就任
 平成24年 3月 取締役上席執行役員商品部長就任
 平成25年12月 取締役上席執行役員商品流通本部長兼商品部長就任
 平成26年 3月 取締役上席執行役員商品流通本部長就任
 平成26年 8月 取締役上席執行役員流通本部長就任
 平成27年 3月 取締役流通本部長就任
 平成27年 6月 取締役専務執行役員流通本部長就任
 平成27年 8月 取締役専務執行役員流通本部長兼経営企画室長就任
 平成27年10月 取締役専務執行役員流通本部長兼経営企画室長兼リントリア株式会社代表取締役社長就任（現任）

所有する当社の株式の数

なし

3

や ま だ か ず お
山田和男昭和30年3月18日生
社内取締役候補

再任

取締役候補とする理由 | 当社専任の取締役・執行役員として、代表取締役社長を補佐しております。当社に入社後、長期にわたり営業活動の第一線を担い、家具販売事業に関する現場視点での深い知識・経験を有しております。営業諸施策の企画、実行及び営業部門、特に店舗営業を統括し、顧客のみなさま・取引先のみなさまと築いてきた信頼関係のもとで、当社の経営の要として活動しております。以上の理由により、選任をお願いするものであります。

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

昭和54年 7月 当社入社
 昭和61年～ 横浜ショールーム店長を含む各店舗の店長を歴任
 平成21年12月 営業本部担当部長就任
 平成22年 7月 有明本社ショールーム店長就任
 平成23年 8月 新宿ショールーム店長就任
 平成24年 8月 営業本部担当部長就任
 平成26年 4月 業務管理部担当部長就任
 平成26年 6月 業務管理部部長就任
 平成27年 3月 取締役営業副本部長就任
 平成27年 6月 取締役執行役員営業副本部長就任
 平成28年 2月 取締役執行役員営業副本部長兼本社ショールーム統括担当部長兼有明本社ショールーム店長就任（現任）

所有する当社の株式の数

1,500株

候補者番号

4

おおつかまさゆき

大塚 雅之

昭和51年9月28日生

社内取締役候補

再任

取締役候補とする理由 | 当社専任の取締役・執行役員として、代表取締役社長を補佐しております。当社に入社後、建装（コントラクト）営業を中心に、業務管理、総務、家具製造子会社の秋田木工株式会社取締役等を担い、豊富な業務経験を有しております。営業部門、特にコントラクト営業部門を統括し、顧客のみなさま・取引先のみなさまと築いてきた信頼関係のもとで、中期経営計画に掲げるホテル及び高齢者住宅関連の需要を獲得する事業の中核となり、当社の経営の要として活動しております。以上の理由により、選任をお願いするものであります。



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成13年 2月 当社入社
 平成18年10月 秋田木工株式会社取締役就任
 平成20年 9月 当社社長付部長兼建装部次長就任
 平成21年12月 業務管理部担当次長兼建装部担当部長就任
 平成22年 7月 営業本部担当部長（法人営業部門担当）就任
 平成24年 3月 執行役員（営業本部コントラクト営業担当）就任
 平成26年 8月 執行役員（総務部担当）就任
 平成27年 3月 取締役営業副本部長就任
 平成27年 6月 取締役執行役員営業副本部長兼法人営業部長（現 コントラクト営業部長）就任（現任）

所有する当社の株式の数

23,400株

候補者番号

5

あ く つ さとし

阿久津 聡

昭和41年7月11日生

社外取締役候補

再任

取締役候補とする理由 | ブランドマネジメント研究の専門家としての豊富な知見に基づき、取締役会におけるブランド戦略、マーケティング活動及びそれを遂行する組織体制等についての議論・検討の際に、的確な助言をいただいております。なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して、適切な助言をしていただけないかと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、当社社外取締役就任期間は、本株主総会終結の時をもって6年になります。



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成10年 5月 カリフォルニア大学パークレー校経営学博士（Ph.D.）
 平成10年12月 一橋大学商学部専任講師
 平成12年 4月 同大学大学院国際企業戦略研究科専任講師
 平成13年 6月 同大学大学院国際企業戦略研究科助教
 ※平成19年助教授から准教授へ名称変更
 平成18年 6月 ニフティ株式会社社外取締役就任（現任）
 平成20年10月 情報・システム研究機構国立情報学研究所連携研究部門客員准教授
 平成22年 3月 当社社外取締役就任（現任）
 平成22年 4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授（現任）
 平成22年 4月 情報・システム研究機構国立情報学研究所連携研究部門客員教授
 平成25年 9月 株式会社アダストリアホールディングス（現 株式会社アダストリア）社外取締役就任（現任）

所有する当社の株式の数

なし

6

ながさわ みちこ
長沢美智子昭和26年8月26日生
社外取締役候補

再任



取締役候補とする理由 | 弁護士として長年にわたり培われた企業法務に係る知識及び経験を有しており、取締役会におけるコンプライアンス及びリスク管理等についての議論・検討の際に、的確な助言をいただいております。なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して、適切な助言をしていただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、当社社外取締役就任期間は、本株主総会終結の時をもって3年になります。

7

みやもと けいじ
宮本恵司昭和22年2月13日生
社外取締役候補

再任



取締役候補とする理由 | 小売業を営む他の上場会社の取締役であったことによる豊富な知見に基づき、取締役会における経営戦略、経営実務、特にマーケティング、広告宣伝及び販売手法等についての議論・検討の際に、的確な助言をいただいております。以上の理由により、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して、適切な助言をしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、当社社外取締役就任期間は、本株主総会終結の時をもって1年になります。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和59年 4月 弁護士登録
平成17年 4月 国土交通省独立行政法人評価委員会委員
平成19年 4月 学習院大学法科大学院教授
平成20年 1月 東京丸の内法律事務所パートナー（現任）
平成22年 1月 独立行政法人都市再生機構契約監視委員会委員長（現任）
平成24年 9月 日本振興清算株式会社代表清算人（現任）
平成25年 3月 当社社外取締役就任（現任）
平成27年 4月 国土交通省国立研究開発法人審議会委員（現任）

所有する当社の株式の数

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和44年 4月 株式会社三越入社
平成 3年 3月 同社商品本部管理部長就任
平成 6年 3月 同社本社業務本部業務部長就任
平成 8年 3月 同社本社営業推進室長就任
平成10年 5月 同社取締役就任
平成11年 3月 同社取締役営業本部副本部長就任
平成12年 5月 同社常務取締役就任
平成14年 3月 同社常務取締役本社経営推進室長就任
平成15年 3月 同社常務取締役本店長就任
平成17年 3月 同社常務取締役本社グループ事業本部本部長就任
平成18年 5月 株式会社スタジオアルタ社長就任
平成20年 4月 一般社団法人日本パブリックビューイング協会（JPVA）
代表理事代行就任（現任）
平成20年 4月 株式会社ジャパン・マネージメント・パートナーズ
代表取締役社長就任（現任）
平成20年 4月 関西学院大学経済学部特別講師
平成25年 7月 株式会社パス・コミュニケーションズ専務取締役就任
平成26年 1月 株式会社ジャパン・マーケティング・コミュニケーションズ
取締役社長就任（現任）
平成27年 3月 当社社外取締役就任（現任）
平成27年12月 株式会社パス・コミュニケーションズ代表取締役社長就任（現任）

所有する当社の株式の数

なし

候補者番号

8

おがたせつこ

緒方節子

昭和23年1月7日生
社外取締役候補

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 昭和53年 1月 McKinsey & Company日本支社
(リサーチ部門のリサーチャー)
- 昭和54年 9月 Helene Curtis Japan Marketing部門
(新商品のグローバル・マーケティング日本担当)
- 昭和57年 3月 CPC International日本支社
(日本市場向けの新規商品開発チームメンバー)
- 昭和59年10月 Vaubel & Company (Roland Berger Japanに社名変更)
(マーケティング部門シニア・コンサルタント)
- 平成 元年 9月 三菱商事株式会社東京本社
(企業情報部 (M&A部門) シニア・コンサルタント)
- 平成21年 1月 株式会社アオイ/Christian Louboutin Japan
(クリスチャン・ルブタン・ジャパン) 日本支社ジェネラルマネージャー就任
- 平成27年 3月 当社社外取締役就任 (現任)

所有する当社の株式の数
なし

取締役候補とする理由 | 国内外の複数の戦略コンサルティング会社での勤務経験を有し、さまざまな企業の市場開発・事業提携等をサポートした豊富な知見に基づき、取締役会における経営戦略、マーケティング及びブランディング等についての議論・検討の際に、的確な助言をいただいております。以上の理由により、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して、適切な助言をしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、当社社外取締役就任期間は、本株主総会終結の時をもって1年になります。

候補者番号

9

わたなべ た も ん

渡邊太門

昭和32年1月6日生
社外取締役候補

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 昭和54年 4月 株式会社日本興業銀行入行
- 平成 元年 4月 シンガポール興銀取締役就任
- 平成 5年11月 興銀NWアセットマネジメントへ出向
- 平成11年 6月 フィデュシャリー・トラスト・インターナショナル投資顧問代表取締役社長就任
- 平成15年 9月 フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ・ジャパンリミテッド取締役
インスティテューショナル本部長就任
- 平成16年 2月 野村アセットマネジメント株式会社入社
- 平成16年 4月 同社投資顧問業務部長就任
- 平成17年 4月 同社執行役就任
- 平成20年 4月 同社常務執行役就任
- 平成21年 4月 同社常務Nomura Asset Management UK及び
Germany会長兼取締役、Nomura Funds Ireland及び
Luxembourg会長就任
- 平成24年 4月 同社常務Nomura Asset Management Singapore及び
香港会長兼取締役、Head of Asia Pacific ex Japan就任
- 平成26年 4月 同社顧問就任
- 平成26年 9月 株式会社構造計画研究所取締役就任
- 平成26年10月 東京海上アセットマネジメント株式会社社外取締役就任 (現任)
- 平成27年 3月 当社社外取締役就任 (現任)
- 平成27年 9月 株式会社構造計画研究所取締役副社長就任 (現任)

所有する当社の株式の数
なし

取締役候補とする理由 | 大手金融機関の取締役・執行役として投資運用業務に従事した経験を有し、コーポレートガバナンスを運用において重視する大手日系運用機関の社外取締役に就任するなど、資本市場及びガバナンスの分野に関する豊富な知見に基づき、取締役会における経営戦略、財務・資本市場及びガバナンス体制等についての議論・検討の際に、的確な助言をいただいております。以上の理由により、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して、適切な助言をしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、当社社外取締役就任期間は、本株主総会終結の時をもって1年になります。

10

ともなが く み お
朝永久見雄

昭和38年12月18日生
社外取締役候補



再任

取締役候補とする理由 | 信託銀行のファンドマネージャー及び国内外の証券会社等において小売部門のアナリストとして活動した経験を有し、日本経済新聞アナリストランキング小売部門において12年連続で首位を獲得するなど、小売業界に関する豊富な知見に基づき、取締役会における経営戦略、小売業界動向・環境及び財務・資本市場等についての議論・検討の際に、的確な助言をいただいております。以上の理由により、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して、適切な助言をしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、当社社外取締役就任期間は、本株主総会終結の時をもって1年になります。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和61年 4月 中央信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社）入行
平成 9年 9月 東京三菱証券株式会社（現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社
平成13年 9月 ドイツ証券会社ディレクター
平成19年 9月 JPモルガン証券株式会社マネジングディレクター就任
平成22年 8月 シティグループ証券株式会社マネジングディレクター就任
平成25年 1月 株式会社Hidden Gems設立と同時に代表パートナー就任（現任）
平成25年 2月 リンカーン・インターナショナルシニアアドバイザー就任
平成26年 4月 大阪大学大学院経済学研究科非常勤講師
平成27年 3月 当社社外取締役就任（現任）

所有する当社の株式の数

4,200株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 阿久津聡氏、長沢美智子氏、宮本恵司氏、緒方節子氏、渡邊太門氏及び朝永久見雄氏は社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員として届出をしております。
3. 当社は阿久津聡氏、長沢美智子氏、宮本恵司氏、緒方節子氏、渡邊太門氏及び朝永久見雄氏の6氏との間で、責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。なお、同氏らが選任された場合、当該契約を継続する予定でございます。

以上

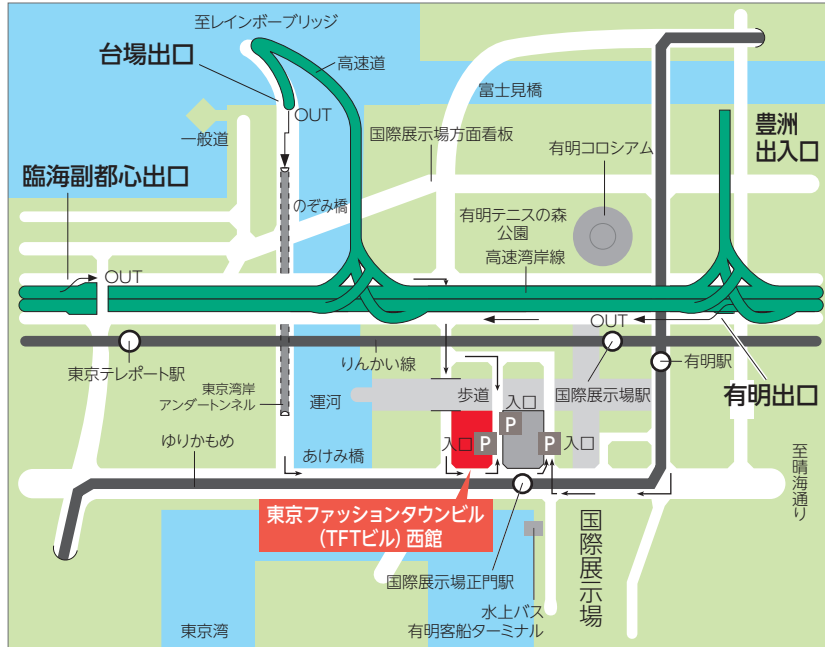
〈× 毛 欄〉

第45回定時株主総会 会場ご案内図

会場

東京都江東区有明三丁目 4 番10号

東京ファッションタウンビル (TFTビル) 西館 2階 TFTホール500



- りんかい線で新木場駅より約 5 分、「国際展示場駅」下車徒歩約 5 分。
- りんかい線で大崎駅より約13分、「国際展示場駅」下車徒歩約 5 分。
- ゆりかもめで新橋駅より約22分、「国際展示場正門駅」下車徒歩約 1 分。
- ゆりかもめで豊洲駅より約 8 分、「国際展示場正門駅」下車徒歩約 1 分。
- 首都高速11号線、レインボーブリッジ経由、「台場」出口より約 5 分。
- 首都高速 9 号線、湾岸線経由、「有明」出口より約 5 分。
- 首都高速湾岸線で、大井方面からは「臨海副都心」出口より約 5 分。
葛西方面からは「有明」出口より約 5 分。



UD FONT
by MORISAWA

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。